

新たに策定された「創造的IT人材育成方針」

内閣官房IT総合戦略室
政府CIO補佐官 宮沢 修二

1 策定の背景

政府は、平成25年6月、成長戦略の柱として新たに「世界最先端IT国家創造宣言」（以下、「創造宣言」）を閣議決定し、国家の成長エンジンとして情報通信技術（IT）を位置付け日本の「閉塞状況の打破」や「持続的な成長と発展」を目指すこととした。創造宣言においては、『国民全体のIT利活用能力の底上げ』と『我が国の経済発展に寄与する高度なIT人材の創出』によって、さらなる経済成長の基盤を構築し、2020年までに『世界最高水準のIT利活用社会』の実現を目指す。」こととしている。

この創造宣言を具体的に推進すべく「創造的IT人材育成方針」（平成25年12月、IT戦略本部決定）

（以下、「本方針」という。）を策定した。この中で、創造宣言の実現に向けて、社会制度や産業活動を変革するために必要な人材の育成には時間を要することから、IT社会創造を先導する人材のみならず、国民全体に対して、IT社会を理解し、その創造に参加する中で、その恩恵を安全に享受できるようにする必要があることを方針とした。

ゆえに、この方針でいう「IT人材」とは、IT技術者のみならず、IT社会を構成するすべての国民を対象とした用語として用いている。（図表1参照）

2 方針の3つの柱

本方針でいう3つの柱は、つぎのとおりである。

①国民全体のIT リテラシーの向上

図表1 目標達成に向けた本方針のアプローチ

ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備（国民全体のITリテラシー向上）	● 学校現場の教育等の従来のアプローチに加え、就学前の子どもから高齢者、ITを得意とする人とそうでない人、教育・指導する人等を意識し、国民全体を分類、各層に求められる能力項目を設定 ● 学びの充実や安全・安心な利活用を導くための環境として、指導者の情報活用指導力向上とクラウドコンピューティングサービスやMOOC活用等の情報ネットワーク基盤構築、学習コンテンツの整備について検討
日本のIT社会をリードし、世界にも通用するIT人材の創出（高度IT人材の育成）	● 高度IT人材をITの枠を超えイノベーションを創造する「IT利活用社会をけん引する人材」とITを業務に活かす「IT利活用社会を支える人材」に分類し、求められる能力項目を設定 ● 実践的な人材育成のための産学連携や成長の機会につながる競技会等のイベントといった“チャレンジの場”を提供、高度IT人材の発掘、育成、成長支援を検討

- ②IT利活用を支える学習環境の構築
- ③国際的にも通用・リードする実践的かつ高度なIT人材の育成

そのため本方針では、対象を「すべての国民が対象となる人材育成」、「次世代の創造をリードしていく高度な人材の創出」、「突出した能力（ポテンシャル含む）を持つ人材の発掘」の3つに大別したうえで、さらに対象となる国民の年代、立場、職業などによって求められる能力を分類している。

3

必要とされる能力の分類

図表2には、これらの対象となる人々にどんな能力が必要とされているかを整理したものである。

「すべての国民が対象となる人材育成」の対象者として、就学前の子ども、小学生、中学生、高

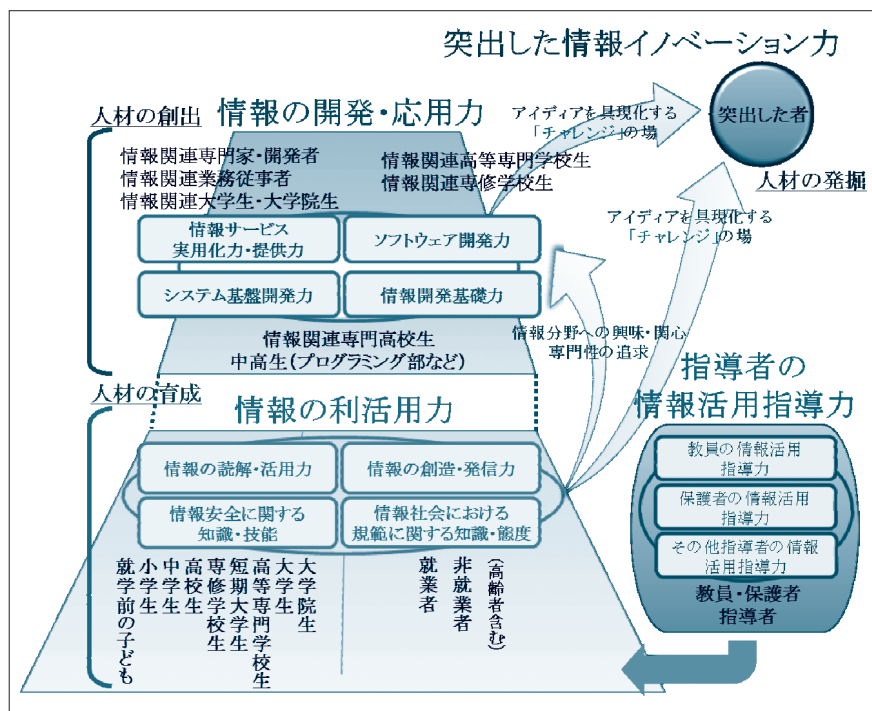
校生、専修学校生、短期大学生、高等専門学校生、大学生、大学院生、就業者、非就業者（高齢者含む）と分類し、必要とする情報利活用を定義している。これらの対象者を人材として育成する場合、学校の教員並びに就学前の子どもから高校生までの保護者が指導者として特に重要であることから、「教員の情報活用指導力」及び「保護者の情報活用指導力」並びに「社会人に対する情報活用指導力」についても考慮することとしている。

「次世代の創造をリードしていく高度な人材の創出」における対象として、プログラミング部の部員などの中高生、情報関連専門高校生、情報関連専修学校生、情報関連高等専門学校生、情報関連大学生・大学院生、情報関連業務従事者、情報関連専門家・開発者が挙げられ、そこに必要とされる能力を「情報の開発・応用力」とした。

さらに、社会の変革をもたらすような突出した情報イノベーション力を有する人材の発掘とその支援体制の重要性にも着眼し、「突出した能力（ポテンシャル含む）を持つ人材の発掘」要件も示している。ここでの能力とは、必ずしも育成によっ

て得られるものとは限らないため、ポテンシャルのある人材を発掘し積極的に成長を支援するための体制や環境づくりを確立することが重要となる。また、突出した個人による情報イノベーションとは異なるが、専門家の融合・協働によるイノベーションも期待されることから、その取組を支援する体制づくりの重要性にも着眼している。さらに、すべての国民がITを安全・安心に利活用していくために、利用者が意識することなくITを活用できる社会を実現していくことを目指し、技術、製品、サービスを創出する人材の育成も重要であると考えている。そうする

図表2 本方針における対象者と必要とする能力の全体像



ことで、利用者の視点に立った改善を図り、利便性・安全性の高いシステムの提供につながる。それに加えて、国民のITリテラシーが向上することで、電子政府の利用率向上といった成果にもつながる。

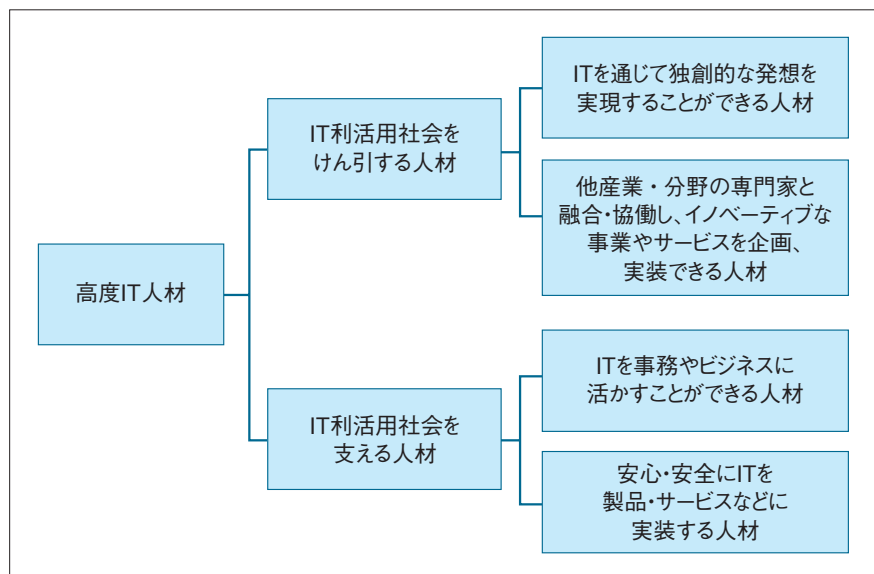
(1) 「すべての国民が身につけるべき能力」

この能力については、情報リテラシーやITリテラシーなどいろいろな定義をされているので、図表3に示すように情報利活用力を4つの能力項目とその定義を整理している。

図表3 情報利活用力の整理

能力項目	定義
①情報の読解・活用力	ITを利用して得られた情報を正確に読み解き、適切に活用する力
②情報の創造・発信力	情報を整理・統合し、新たに創造した情報を伝達する範囲や受け手への影響などを考え、ITを利用して発信する力
③情報安全に関する知識・技能	情報社会において情報やITを安全・安心に利活用するために必要な知識・技能で、情報セキュリティに関連した内容を含む
④情報社会における規範に関する知識・態度	情報社会における正しい行動や安全な行動、望ましい態度の基となる知識や態度で、現行の学校教育において「情報モラル」や「情報倫理」として指導される内容を含む

図表4 高度IT人材の分類



「情報の利活用力」を「情報の読解・活用力」、「情報の創造・発信力」、「情報安全に関する知識・技能」及び「情報社会における規範に関する知識・態度」の4つに分けて整理する。

(2) 高度IT人材の能力

高度IT人材については、図表4のように整理しており、大きくは、以下の2つの分類である。

・IT利活用社会をけん引する人材の能力

「ITを通じて独創的な発想を実現することが

できる人材（イノベーションを起こす高度なソフトウェアをデザインできる人材、情報セキュリティ分野など最先端技術の実践的スキルを持った人材など）」と、多様性を認め「他産業・分野の専門家と融合・協働し、イノベティブな事業やサービスを企画、実装できる人材」である。この層は、従来高度IT技術者と呼んでいた、情報サービス産業等に就業しているITエンジニア（組み込み系含む）や、適用業務についても専門性も持っている融合型の人材を指している。

・IT利活用社会を支える人材の能力

この層は、情報システムが経営から業務の基盤として活用度合いが高まっていく中で、一般企業や公官庁等での情報システムを活用して業務を推進していく人材や、情報セキュリティを具体化する人材であり、「ITを業務やビジネスに活かすことができる人材」と「安全・安心にITを製品・サービスなどに実装

する人材」と整理できる。

これらの人材の能力は図表5に示す。

これらの能力項目については、公務員も例外ではなく適用される。特に、ITプロジェクトを担う人材の育成を早急に図り、必要な情報を提供するためのITサービスマネジメントを担う体制を構築することが大切になる。

図表5 高度IT人材の能力の整理

能力項目	定 義
①情報開発基礎力	ITを活用してサービスを提供する際に要求されるシステム、ハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア、情報セキュリティ等を検討し、具体化するために、一人前を目指す（独り立ちできる）IT専門家が保有しているべき基礎的な能力
②システム基盤開発力	ITを活用してサービスを提供する際に要求されるシステム、ハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア、情報セキュリティ等を検討し、具体化するために、システム基盤の企画・構築・整備、維持等に関する業務を遂行できる能力
③ソフトウェア開発力	ITを活用してサービスを提供する際に要求されるシステム、ハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア、情報セキュリティ等を検討し、具体化するために、特に、ソフトウェア（注）の企画・設計・開発・導入、プロジェクトの推進等に関する業務を遂行できる能力（注）組込みソフトウェアを含む
④情報サービス実用化力・提供力	ITを活用してサービスを提供する際に要求されるシステム、ハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア、情報セキュリティ等を検討し、具体化するために、顧客や市場等の要求を先取りし、IT製品開発等も含むITサービスを企画・設計・構築・導入、継続的提供（サービスマネジメント）、普及、効果の発現、サービス改善等に関する業務を遂行できる能力

4

施策の推進体制の構築

個々の施策推進にあたっては、本方針に従って、各府省の個別政策を全体方針として調整し、その実行にあたっては、「評価」機能を強化し、目標

達成に向け活動へのフィードバックをかけていくことが必要とされる。そのためにも、予め活動の評価視点を明確にするために、活動の達成指標を明確に定め、その達成評価が適切に行なえるようにしている。

図表6は、目標としてKGI/KPIを設定する基本的な考え方を示している。

この基本的な考えに従って、KGIをゴールとして設定し、確実に目標を達成できるように、アクションプランの作成とその評価を繰り返していく必要がある。また、進捗の状況に応じて、目標を適時見直していくことも必要である。

図表6 KGI及びKPIを設定する際の枠組

